

社会福祉法人江差町社会福祉協議会事業計画

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められています。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域住民や幅広い福祉関係団体の参加により地域福祉を推進していくことを目的とした活動を行ってまいります。

地域の福祉ニーズが多様化・複合化する中で、地域住民や関係機関・団体、江差町と協働し地域福祉活動を推進していくために、本会では法人運営部門、地域福祉部門、介護事業部門それぞれの機能が有機的且つ総合的につながり、町全体が目指す地域づくりとともにあるべき社協の事業・活動の目指すべき方向性や果たすべき役割を改めて確認し、今後の取り組みを強化してまいります。

地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として策定した本会の第6期江差町地域福祉実践計画（活動計画：令和4年4月～令和9年3月：5年間）は計画期間の後期に入ります。江差町の第5期地域福祉計画と連動した「助け愛・支え愛」による地域共生社会の実現を目指し、住民ひとり一人が地域を構成する一員として互いに助け合い支え合って地域社会を再構築する「新しい支え合い」の仕組みづくりと、地域のニーズに合わせ自助・互助・共助・公助の関係が相互に関りながら「誰もが安心してくらするまちづくり」の実現に向けた取り組みの活動状況について振り返りながら、次期計画策定に向けた検証を行いさらなる事業推進に活かしてまいります。

令和5年度6年度と続けて、江差町が策定する江差町地域防災計画（令和5年3月修正）のボランティア活動に関する計画との連携・連動を目的とした、災害ボランティアに関する研修会を実施してきました。令和7年度は災害発生時に、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営するための江差町との役割分担を明確にする協定の締結に向けて協議を進めてまいりますとともに、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定に向けた取り組みを進めてまいります。

あわせて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを担う中核機関としての江差町成年後見支援センター事業、法人後見受任業務や日常生活自立支援事業の取り組みを生かし、地域に根づいた権利擁護体制の構築に向けた取り組みも継続して進めてまいります。

介護事業部門においては、介護が必要になった方でも可能な限り住み慣れた地域やご自宅での生活が続けられるよう、利用者の思いに寄り添った質の高い介護サービスを提供するとともに、関係機関や地域住民と連携を図ることで、福祉・介護の拠点として地域に貢献できる事業所を目指していきます。また、江差町から受託する介護予防事業の運営をとおして、高齢者が要介護状態になることを予防し生き生きと毎日を過ごせるよう、健康づくりの取り組みを進めてまいります。

社会福祉協議会が地域での信頼を高め、活動していくには健全な運営と人材の育成・職員体制の充実が重要と考えております。このことを社会福祉協議会運営における大きな課題事項と捉え、経営の安定と組織体制づくりに努めてまいります。

<事業推進計画>

1. ボランティア活動の推進
2. 総合相談支援（権利擁護、生活福祉資金等）の充実
3. 高齢者福祉サービス・障がい者福祉サービス、介護予防事業の充実
4. 財政の健全化に向けた取り組み

令和 7 年度 事業計画

事業名 【法人運営部門】	事業の主旨と内容		備考
社協の運営機能の強化	1. 主旨 理事会等の開催を通して法人運営機能の強化を図り、法人の効果的運営を目的として役職員の資質向上に努めるとともに、社協会員の加入促進を積極的に行います。	2. 内容 1) 法人運営体制の強化 ①理事会 ②評議員会 ③監事会（定例監査年4回・決算監査年1回） 2) 役員事務局体制の強化 ①役職員研修 ②職員会議 ・財政の健全化に向けた取り組み等 3) 社協会員の加入促進 ①賛助会員・会費 個人世帯年額1口1,000円 団体企業年額1口3,000円	
広報・啓発活動	1. 主旨 地域住民に広く社協の役割や地域福祉活動を周知することで情報提供の充実を図ります。	2. 内容 1) 広報誌「福祉だより」の発行 ①年3回 2) ホームページの活用 ①事業内容、賛助会員、地域福祉実践計画、情報公開（計算書類・役員等名簿）、事業計画・予算、事業報告・決算報告、生活相談窓口、権利擁護、災害義援金の募集など	財源 1) 共同募金 助成金等
愛情銀行	1. 内容 町民より寄せられた寄付金及び物品（預託）を地域福祉事業の貴重な財源として活用します。 1) 一般預託 ①本会へ善意の寄付 ②チャリティイベント益金 ③歳末たすけあい托鉢浄財 2) 物品預託 ①リングプル 「かあちゃん食堂たまりば」での収集活動（車イスとの交換）への協力 ②使用済み切手 「日本キリスト協会海外医療協会（J O C S）」海外医療協力活動への協力 ③衣料品（綿製品）等 「N P O 法人南桧山あゆみ共同作業所」でのウエス加工用材料収集への協力 ④ベルマーク 「江差小学校」「南が丘小学校」での収集活動への協力		
貸出事業	1. 内容 町民に広く活用いただくことを目的に福祉機器や行事用テント等の貸出しを行ないます。 1) 貸出物品 ①車イス（介助式・自走式・ティルトリクライニング式） ②折りたたみベッド（電動リクライニング付） ③行事用テント ④高齢者疑似体験セット（大人用） ⑤書籍・DVD		

令和 7 年度 事業計画

事業名 【地域福祉部門】	事業の主旨と内容		備考
地域福祉実践活動の 推進（小地域ネット ワーク活動）	1. 主旨 第 6 期地域福祉実践計 画の基本理念『「助け 愛・支え愛」を未来へつ なげ誰もが安心して暮ら せるまちづくり』をもと に、町の地域福祉計画と 連動し、地域のニーズに 合わせ、自助・互助・共 助・公助を組み合わせた 地域のネットワークづく りと地域福祉活動の推進 を目指してまいります。	2. 内容 1) 地域福祉実践計画策定委員会 開催 ①第 6 期地域福祉実践計画の評 価・見直しに関する検証	
ふれあい・いきいき サロン推進事業	1. 主旨 地域を拠点に、住民が 主体的に活動し参加でき る環境づくりをボラン ティアと協働で企画を し、内容を決め、共に運 営していく交流の場づく りの活動を推進します。	2. 内容 1) 江差町内でのサロン活動の活 性化を促すモデルとして「かあ ちゃん食堂たまりば」の活動に 対し、活動費の助成を行います。 ○助成額 5 万円 2) サロン事業 ①おでかけサロン事業（移動型 サロン） ②ふれあいサロン事業（昼食会）	財源 1) 共同募金 助成金・愛情 銀行預託金等 2) ①共同募 金助成金等
ボランティア活動の 推進	1. 主旨 社会福祉協議会が担う ボランティアセンターの 機能を発揮する組み 組みを進め、ボランティア活 動の充実を図り、ボラン ティアの人材育成及び活 動の相談、登録、需給調 整を行います。	2. 内容 1) ボランティアセンターの運営 ①ボランティア登録制度 ボランティア活動をしている 団体・個人（ボランティア登 録）とボランティア活動をし てほしい団体・施設（ボラン ティアニード登録）のコー ディネート ②ボランティア活動団体の情報 提供及び活動支援 ③ボランティア活動保険の加入 受付 ④江差町地域防災計画との連 携・連動 <u>⑤江差町との災害ボランティア センターの設置・運営に関す る協定の締結に向けた協議 ＜新規＞</u> <u>⑥江差町災害ボランティアセン ター設置・運営マニュアルの策 定＜新規＞</u> 2) ボランティア活動研修会の開催 ①災害ボランティアに関する内容 の研修会開催（演習含む） <u>②ボランティア愛らんど北海道 2025開催日：令和7年8月 30日（土）/倶知安町</u>	

令和7年度 事業計画

[illegible]

令和 7 年度 事業計画

事業名	事業の主旨と内容		備考
生活福祉資金貸付事業	1. 主旨 生活困窮に陥るおそれのある世帯に対し、生活を維持するための貸付及び相談対応を行います。	2. 内容 1) 生活応急資金の貸付 ①限度額：生活保護世帯 2 万円 生活保護申請中の世帯 5 万円 ②貸付期間：6 ヶ月以内 ③貸付利率：無利子 ④貸付要件：連帯保証人 1 名、地区担当民生委員の署名 ⑤償還方法：割賦又は一括償還 2) 生活福祉資金の貸付（相談・申込協力） ①実施主体：道社協 ②貸付対象：他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者・高齢者世帯 ③貸付種類：総合支援資金、福祉資金、教育支援費、不動産担保型生活資金、緊急小口資金	財源 1) 愛情銀行預託金
共同募金運動の推進	1. 主旨 全道・広域助成金と市町村地域助成金の使いみちをより多くの町民に知っていただき、地域の理解を受けながら赤い羽根共同募金運動を推進します。	2. 内容 1) 期間：10 月 1 日～12 月 31 日 2) 赤い羽根共同募金運動 ①街頭募金の実施（町の行事等との連携） ②戸別募金協力依頼 ③募金箱設置協力依頼 ④職域募金協力依頼 ⑤寄付金付きグッズ（ご当地ピンバッジ）の制作 ⑥ピンバッジ募金用ガチャマシーン設置	
福祉団体活動支援及び連携・協働	1. 主旨 地域の中で重要な役割を担い活動を行っている福祉団体等の事務局運営と活動支援を行い、地域との連携・協働を深めてまいります。	2. 内容 1) 事務局運営及び活動支援 ①江差町町内会連合会 ②江差町老人クラブ連合会 ③江差町高齢者事業団 2) 活動協力及び連携 ①江差町民生委員児童委員協議会 ②サポートセンターひやま	

令和 7 年度 事業計画

事業名 【介護事業部門】	事業の主旨と内容		備考
介護保険事業及び障害者総合支援事業 (介護保険事業)	1. 主旨 介護保険法及び障害者総合支援法に基づき、地域に居住する要援護者に対し、身体機能の維持や自立支援の向上、社会的孤立の解消及び防止、介護者の負担軽減など在宅での生活が維持できるよう、利用者主体で即応力のあるサービス提供を行います。		
	2. 「えさし社協居宅介護支援事業所」 1) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成） 2) 介護予防支援事業（介護予防ケアプラン作成） 3) 日常生活支援総合事業（自分のためのはつらつ計画書作成）		財源 2) 町受託事業 3) 町受託事業
	3. 「えさし社協デイサービスまるやま」 1) 通所介護 2) 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）		
	4. 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防教室） 1) いきいき健康教室 2) 転ばん塾等		財源 町受託事業
	5. 「えさし社協ヘルパーステーション」 1) 訪問介護 2) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス） 3) 居宅介護 4) 重度訪問介護 5) 地域生活支援事業（移動支援）		財源 5) 町受託事業
福祉有償運送（移送サービス）	1. 主旨 自家用有償旅客運送者登録（北海道運輸局函館運輸支局）を行い、介護認定を受けている方や身体に障がいを抱える方の通院や入浴、買い物のための移送を行います。また、町内の病院に入院し、他の医療機関への受診等が必要な方で移送手段がない場合の移送も行います。	2. 内容 1) 福祉有償運送登録車両数 10台 2) 福祉有償運送登録運転者数 11名 3) 旅客の範囲 ①身体障がい者、介護認定者、要支援認定者、その他の障がい者 ②上記①でそれぞれのサービスを受けられない事情があり、入院、退院、通院（入院中含む）等で車イス・ストレッチャーを利用する者 4) 利用料 ①片道 250円 ②片道 2,000円	
苦情解決窓口の設置	1. 主旨 本会が行う介護保険事業及び障害者総合支援事業等の利用者が福祉サービスの利用にあたり感じた不満や苦情に対し、話し合いにより解決することを目的として苦情解決窓口を設置します。	2. 内容 1) 苦情受付担当者が苦情の受付・事実確認、第三者委員への報告を行う 2) 苦情申立人・苦情解決責任者・苦情受付担当者による話し合いを行う（第三者委員が助言を行うほか必要に応じて立会いをする） 3) 話し合われた結果を第三者委員・理事会・行政（必要な場合）に報告	